平成２８年（フ）第１５６号
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町14番地１
債務者　湯浅　清美
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
佐賀市諸富町大字寺井津587番地１
債務者　志岐　善啓
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
佐賀県神埼市千代田町下西1105番地
債務者　野中美千代
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
佐賀市本庄町大字本庄1127番地６　プレリュード本庄203、前住所佐賀市光３丁目14番228号　西与賀２棟228号
債務者　長峰商店こと　長峰　正一
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
佐賀県神埼市千代田町姉1428番地36
債務者　島添　尚子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
富山県中新川郡舟橋村東芦原36番地10
債務者　森　　真希（旧姓成瀬）
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
富山市北代4391番地１　メイプルハウス藤ヶ丘201号
債務者　石黒　三枝
１　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
富山市豊田町２丁目12番６号
債務者　小島　秀晴
１　決定年月日時　平成28年３月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
名古屋市緑区相原郷１丁目2810番地の１　ビバーチェ101号
債務者　古家　豊司
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１号
名古屋市北区大野町３丁目17番地、従前の住所名古屋市東区泉１丁目16番５号　久屋アインス1101号
債務者　中川　隆行
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６号
名古屋市中川区四女子町１丁目72番地　シャンテ四女子202号、従前の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―916号　大幸東団地
債務者　郡　　妙華（旧姓勝川）
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２７号
愛知県小牧市大字西之島35番地１　レオパレスアローハ202号、従前の住所愛知県小牧市光ヶ丘５丁目15番地10
債務者　大村塗装店こと　大村　雅弘
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
松江市宍道町宍道1005番地１　ソラーナ宍道Ａ204、前住所島根県雲南市大東町下阿用211番地１
債務者　山田　光春
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
大分県佐伯市中の島２丁目15番15号、前の住所大分県佐伯市中村東町４番12―904号　シャングリラ佐伯　904号
債務者　川野　一郎
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第４号
大分県佐伯市向島２丁目９番10号
債務者　三善　俊一
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第５号
大分県佐伯市大字片神浦558番地
債務者　瀬脇香代子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
千葉県野田市吉春202番地の１
債務者　高橋　重佳
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部